

業 庫 第 4 9 号 (例)
2 0 2 6 年 9 月 1 6 日

代理店引受金融機関本部
代 理 店 御中

日 本 銀 行 業 務 局

「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」の一部改正に関する件

「国の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令等の一部を改正する省令」（令和8年財務省令第59号）の施行等により、国税収納金整理資金にかかる納付書の書式が改正されること等に伴い、標題規程（昭和55年2月1日付国丙第2号別冊）の一部を別紙のとおり改正し、2026年9月24日から実施することとしましたので、通知します。

なお、本改正の実施日以後も当分の間は、改正前の書式による納付書により納付があった場合でも、そのまま受入れて頂いて差し支えありません（納付書の様式変更は段階的に行われる予定となっておりますので、本改正の実施日以後に改正前の納付書（日銀OCR分）の書式を確認されたい場合には、別添をご参照ください。）。

以 上

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課国庫業務企画グループ
由比、三浦（03-3277-1033）

「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」中一部改正

- 国庫金編 窓口2 1. (1) ホ. 注意事項 (右ページ) ①を横線のとおり改める。

① 日銀OCR分の領収済通知書(年金特別会計にかかるものを除く。)に納付者の住所訂正等がある場合は、次の取扱いをする。

1. 納付者の住所または氏名が訂正されているときは、「整理番号」欄、「識別番号」欄(特許特別会計)または、「労働保険番号」欄(労働保険番号の右側に記載のCD欄の数字を含む。)または「お問い合わせ番号」欄もしくは「お問い合わせ番号又は法人番号」欄(国税収納金整理資金の一部)の記載を横線で抹消する。
2. 税務署名が訂正されているときは、「税務署番号」欄および「お問い合わせ番号」欄(「お問い合わせ番号又は法人番号」欄および「整理番号」欄^(注)を含む。)の記載を横線で抹消する。
3. 源泉所得税分の「摘要」欄に記載事項がある場合で、「日銀使用欄」があるとき^(注)は、「日銀使用欄」に○印を付す。

(注) 税務署、国税局または沖縄国税事務所を取扱庁とする国税収納金整理資金の日銀OCR分の納付書について、法令の経過措置により、「整理番号」欄や「日銀使用欄」の印字がある納付書が使用されることがある(下図参照)。

【日銀OCR分領収済通知書への記入例】

・ 税務署名が訂正されている場合ときは、「税務署番号」欄および「お問い合わせ番号」欄（「お問い合わせ番号又は法人番号」欄および「整理番号」欄を含む。）の記載を横線で抹消する。

国税 収納金 資金 (納付書) 給与所得・退職所得等の 所得税徴収高計算 (給) 領収済通知書 (記入列) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

32309 年度 3 税務署名 川崎北 キョウギン 税務署 税務署番号 4040304070 税務署使用欄 110 整理番号 4804779

区分	支払年月日	人 員	支 給 額	税 額
	年 月 日	万 千 百 十 人	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
俸給・給料等 (01)	3 1 2 0 1	1 3	2 4 7 1 0 0 0	5 7 0 0
賞与(役員賞与を除く)(02)				
日雇労働者の賃金 (06)				
退職手当等 (07)				
税理士等の報酬 (08)				
役員賞与 (03)				
同上の支払確定年月日				

納付等の区分 年 月 3 1 2 支払分源泉所得税及び復興特別所得税

証券受領 全部 一部 日銀使用欄 全部 一部

内 証券受領 証券番号 振出人 円

(領収日付等) 領 収 印 左記の合計額を領収しました。

徴収 住 所 (所在地) カワサキシ タカツク ヒサモト 5-3 氏 名 (名 称) コウヤマ タロウ 殿 摘要 未払賞与分

5-01107-8017979

◎この用紙は直接機械で処理しますので汚したり折り曲げたりしないでください。

・ 「摘要」欄に記載がある場合で、「日銀使用欄」があるときは、「日銀使用欄」に○印を付す。

- 国庫金編 後方2 1. (2) イ. (イ) B. (A) 注意事項 (右ページ) ② 1. を次のとおり改める (全面改正)。

② 1. 【現金分の集計表の作成例】

会計等番号欄 一般会計は主管番号
特別会計は会計番号

4、5月受入分以外は
記入しない。

税務署があて先官庁となる場合には、税務署名に加えて、業務センター名を示す適宜の文言を記入してもよい。

受入書類または「歳入金等取扱庁一覧」等によって記入する。

(書式第 17 号)

The diagram shows a Japanese tax receipt form with the following sections and annotations:

- Top Section:**
 - 第3片..... (Third Fragment)
 - 第2片..... (Second Fragment)
 - 第1片..... (First Fragment)
 - 集計表 (官庁へ) (Summary Table for Government)
 - 集計表 (日本銀行へ) (Summary Table for Bank of Japan)
- Form Fields:**
 - 帳票コード (Form Code): 33001
 - 年 (Year): []
 - 度 (Degree): []
 - 会計等番号 (Accounting Number): 1016
 - 会計等名 (Accounting Name): 国税 収納金整理資金 (National Tax Collection Fund)
 - 取扱庁番号 (Handling Office Number): 32286
 - あて先 (Addressee): 船橋 税務署 (Futatabi Tax Office)
 - 金額 (Amount): 26,000,000 (Twenty-six million yen)
- Annotations:**
 - 記入を省略してもよい。 (You may omit the entry.)
 - この用紙は汚したり折り曲げたりしないで下さい。 (Do not dirty or fold this paper.)
 - (統轄店) 日本銀行本店 (Head Office of the Bank of Japan)
 - (記入文字例) 1234567890 (Example of entry characters)
 - 記入文字例にならって枠内にていねいにお書き下さい。 (Please write carefully within the frame according to the example characters.)
 - 作成店 (Issued by)
 - 領収印 (Receipt Stamp)
- Bottom Note:** (用紙は日本銀行から交付されたものを使用する。)

領収控等（口座振替収納分を除く）	5 枚	650,000 円
歳入金等受入報告表に記載の振替納付分	21 枚	1,200,060 円

金額冒頭に「¥」
を記入しない。

統轄店がOCR処理店でない代理店の場合には「(統轄店)」の右部にOCR処理店名の表示がある。

○ 国庫金編 後方2 1. (2) イ. (イ) B. (A) 注意事項 (251-3ページ) ②4. を次のとおり改める (全面改正)。

4. 【振替分の集計表の作成例】

4、5月受入分以外は記入しない。

(書式第18号)

集 計 表 作 成

振替印

年度

会計等名又は会計等番号 国税収納金整理資金 (1016)
あて先又は取扱庁番号 船橋税務署 (32286)

26 枚

1,850,060円

(統轄店) 日本銀行 本店

25枚

領収済通知書等と国庫金振替書の枚数が異なる場合に限り、控の下部余白に、国庫金振替書の枚数を記入する。

領収済通知書等の枚数を記入する。

- ・ 会計等番号は「歳入金等取扱庁一覧」等によって記入する。
 - ・ 一般会計は主管番号
 - ・ 特別会計は会計番号
- ・ 会計等名は記入を省略してもよい。
- ・ 取扱庁番号は「歳入金等取扱庁一覧」等によって記入する。
- ・ あて先は記入を省略してもよい。
- ・ 税務署があて先官庁となる場合には、税務署名に加えて、業務センター名を示す適宜の文言を記入してもよい。

.....本書
.....控

○ 国庫金編 後方2 1.(2)イ.(イ)B.(C)注意事項(257ページ)

②1. を横線のとおり改める。

②1. 封筒のあて先は、「歳入金等取扱庁一覧」または領収済通知書により記入する(部課名がわかるものは、部課名まで記入する)^(注)。ただし、領収済通知書の取扱庁名欄に「厚生労働省年金局(国民年金)」または「厚生労働省年金局(国民年金)(66421)」と記載されているものについては、送付先住所は、「国民年金にかかる領収済通知書送付先一覧」により記入する。

(注) 税務署をあて先官庁とする領収済通知書を業務センターの所在地に送付する場合で、あて名を業務センター名としたときは、税務署名・部課名の記入を省略してもよい。また、同一の業務センターの所在地に送付する複数の税務署あての領収済通知書は、1通の封筒に取りまとめて送付してもよい。

○ 参考書式第9号(4)を次のとおり改める(全面改正)。

書式第9号(4) 振替納税用納付書(令和7年徴管2-69 別添2)

国税庁 国庫金		振替納税用納付書・領収済通知書			
国庫金 口座番号 _____ 預貯金額 _____ 種別 _____ 口座番号 _____ 〇この紙は、印紙を貼る必要がなく、 所収の額に印しただけで有効です。	あて先 _____	〒 _____	■ 税金 納期等の区分： _____ 申告分： _____ 第 ____ 期分 第 ____ 期分 第 ____ 期分 第 ____ 期分 年 _____ 度 税額書() _____ 納付税額： _____ 円 内利子税 _____ 円 お郵の金額を徴収しました。 (領収日付印) お問い合わせ番号： _____ 住所(所在地) 氏名(名称)		
国税庁 国庫金		振替納税用納付書（金融機関控用）			
国庫金 口座番号 _____ 預貯金額 _____ 種別 _____ 口座番号 _____ 換　　印		〒 _____	■ 税金 納期等の区分： _____ 申告分： _____ 第 ____ 期分 第 ____ 期分 第 ____ 期分 第 ____ 期分 年 _____ 度 税額書() _____ 納付税額： _____ 円 内利子税 _____ 円 お郵の金額を徴収しました。 お問い合わせ番号： _____ 住所(所在地) 氏名(名称)		
国税庁 国庫金		領　收　控			
国庫金 口座番号 _____ 預貯金額 _____ 種別 _____ 口座番号 _____ 換　　印		〒 _____	■ 税金 納期等の区分： _____ 申告分： _____ 第 ____ 期分 第 ____ 期分 第 ____ 期分 第 ____ 期分 年 _____ 度 税額書() _____ 納付税額： _____ 円 内利子税 _____ 円 お郵の金額を徴収しました。 お問い合わせ番号： _____ 住所(所在地) 氏名(名称)		

○ 参考書式第 9 号(7) から同第 9 号(7) の 1 2 までを次のとおり改める(全面改正)。

書式第9号(7) (電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式(その1))

【第1片】

国税 受給者年金 資金

横領コード 印字番号

国庫金

【納付書】 領収済通知書

税目番号 税務番号 税務番号 税務番号

税務署 税務署 税務署 税務署

○法人の方でお届け合わせ番号の印字がない場合は、
【法人番号】を記載してください。

お問い合わせ番号又は法人番号

税 目

信託の称

○「領収証書」の裏面をよく読んで、
太線の枠内を記載してください。

税務署整理欄

証券受領
全額 ☐ 一部 ☐

本 税

重加算税

加 算 税
源泉徴収に付

利子税

延滞税

合計額

住所 (所在地)

電話番号

氏名 (法人名)

フリガナ

年次 (確定区分)
年次 (確定区分)
年次 (確定区分)

(納期等の区分)

(自) 年 月 日

(迄) 年 月 日

(申告区分)

該当項目に
○印を付して
ください。

① ② ③ ④
⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨

修正 訂正 訂正 訂正 訂正

○この用紙は、領収済通知書として処理されます。

○この用紙は、領収済通知書として処理されます。

○この用紙は、領収済通知書として処理されます。

○合計額の金額欄には必ず「¥」字を記載してください。

○この領収済通知書は、領収済通知書として処理されます。

○日本銀行(本店・支店・代店)に提出し、領収済通知書を受け取ってください。

住所 (所在地)

電話番号

氏名 (法人名)

フリガナ

年次 (確定区分)
年次 (確定区分)
年次 (確定区分)

(納期等の区分)

(自) 年 月 日

(迄) 年 月 日

(申告区分)

該当項目に
○印を付して
ください。

① ② ③ ④
⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨

修正 訂正 訂正 訂正 訂正

住所 (所在地)

電話番号

氏名 (法人名)

フリガナ

年次 (確定区分)
年次 (確定区分)
年次 (確定区分)

(納期等の区分)

(自) 年 月 日

(迄) 年 月 日

(申告区分)

該当項目に
○印を付して
ください。

① ② ③ ④
⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨

修正 訂正 訂正 訂正 訂正

住所 (所在地)

電話番号

氏名 (法人名)

フリガナ

年次 (確定区分)
年次 (確定区分)
年次 (確定区分)

(納期等の区分)

(自) 年 月 日

(迄) 年 月 日

(申告区分)

該当項目に
○印を付して
ください。

① ② ③ ④
⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨

修正 訂正 訂正 訂正 訂正

住所 (所在地)

電話番号

氏名 (法人名)

フリガナ

年次 (確定区分)
年次 (確定区分)
年次 (確定区分)

(納期等の区分)

(自) 年 月 日

(迄) 年 月 日

(申告区分)

該当項目に
○印を付して
ください。

① ② ③ ④
⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨

修正 訂正 訂正 訂正 訂正

住所 (所在地)

電話番号

氏名 (法人名)

フリガナ

年次 (確定区分)
年次 (確定区分)
年次 (確定区分)

(納期等の区分)

(自) 年 月 日

(迄) 年 月 日

(申告区分)

該当項目に
○印を付して
ください。

① ② ③ ④
⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨

修正 訂正 訂正 訂正 訂正

住所 (所在地)

電話番号

氏名 (法人名)

フリガナ

年次 (確定区分)
年次 (確定区分)
年次 (確定区分)

(納期等の区分)

(自) 年 月 日

(迄) 年 月 日

(申告区分)

該当項目に
○印を付して
ください。

① ② ③ ④
⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨

修正 訂正 訂正 訂正 訂正

住所 (所在地)

電話番号

氏名 (法人名)

フリガナ

年次 (確定区分)
年次 (確定区分)
年次 (確定区分)

(納期等の区分)

(自) 年 月 日

(迄) 年 月 日

(申告区分)

該当項目に
○印を付して
ください。

① ② ③ ④
⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨

修正 訂正 訂正 訂正 訂正

住所 (所在地)

電話番号

氏名 (法人名)

フリガナ

年次 (確定区分)
年次 (確定区分)
年次 (確定区分)

(納期等の区分)

(自) 年 月 日

(迄) 年 月 日

(申告区分)

該当項目に
○印を付して
ください。

① ② ③ ④
⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨

修正 訂正 訂正 訂正 訂正

住所 (所在地)

電話番号

氏名 (法人名)

フリガナ

年次 (確定区分)
年次 (確定区分)
年次 (確定区分)

(納期等の区分)

(自) 年 月 日

(迄) 年 月 日

(申告区分)

該当項目に
○印を付して
ください。

① ② ③ ④
⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨

修正 訂正 訂正 訂正 訂正

住所 (所在地)

電話番号

氏名 (法人名)

フリガナ

年次 (確定区分)
年次 (確定区分)
年次 (確定区分)

(納期等の区分)

(自) 年 月 日

(迄) 年 月 日

(申告区分)

該当項目に
○印を付して
ください。

① ② ③ ④
⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨

修正 訂正 訂正 訂正 訂正

住所 (所在地)

電話番号

氏名 (法人名)

フリガナ

年次 (確定区分)
年次 (確定区分)
年次 (確定区分)

[illegible][illegible]

備考

- 1 国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙第 1 号書式備考 1 から 3 までは、この書式について準用する。
- 2 納税者の住所（所在地）及び氏名（法人名）、年度、税目番号、税務署名、納期等の区分並びに金額は、法令に別段の定めがある場合を除き、納税者が記載するものとする。
- 3 窓付き封筒を用いる場合には、納税者の住所（所在地）及び氏名（法人名）欄は、日本産業規格に適合するよう位置及び大きさを定めるものとする。
- 4 国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 41 条第 1 項の規定により第三者が納付する場合又は国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）に規定する第二次納税義務者若しくは国税の保証人が納付する場合においては、納税者の住所（所在地）及び氏名（法人名）欄に当該第三者、第二次納税義務者又は保証人の住所（所在地）及び氏名（法人名）を記載し、納期等の区分欄又は余白に納税者の住所（所在地）及び氏名（法人名）を付記するものとする。
- 5 自動車重量税に係る納付書にあつては、各片中「住所（所在地）」とあるのは、「納税者が自動車重量税法（昭和 46 年法律第 89 号）第 6 条第 2 項各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる住所地等」とする。
- 6 登録免許税に係る納付書にあつては、各片中「住所（所在地）」とあるのは、「納税者が登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）第 8 条第 2 項各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる住所地等」とするほか、当該登録免許税が登記所の取り扱う登記に係るものである場合には、第 3 片中「領収証書」とあるのを「領収証書（照合用）」とするほかはこれと同一の書面を作成し、同片に接続させるものとする。
- 7 国税通則法第 34 条の 5 第 1 項の規定により納付受託者が納付する場合の納付書については、税目番号の記載を省略することができる。
- 8 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく、所要の調整を加えることができる。

備考

- 1 電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式(その1)備考2及び8は、この書式について準用する。
- 2 用紙の大きさは、おおむね縦30センチメートル、横21センチメートルとする。

備考

- 1 電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式(その1)備考2及び8は、この書式について準用する。
- 2 用紙の大きさは、おおむね縦30センチメートル、横21センチメートルとする。

書式第9号(7)の4 (電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収
関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式(その4))

(第1片)

国税 収納金 資金		領収済通知書	
納付コード	領収番号	納税者名	税務番号
区分	支払年月日	人	金額
雑給・給料等 (01)			
賞与 (役員賞与を除く) (02)			
日雇労働者の賃金 (03)			
退職手当等 (04)			
税理士等の報酬 (05)			
役員賞与 (06)			
同上の支払 確定年月日			

住所 (所在地)

氏名 (名称)

フリガナ

電話番号

〒

年末調整による不足税額 (04)

年末調整による超過税額 (05)

本 税

延 滞 税

証券受領

内
証券受領
証券番号
領出人

(領収年月日及び領収者名)

○ 各計算の金額欄には必ず「¥」字を枠の中に記載してください。
あて先

○ この用紙は直接納付で処理しますので汚したり折り返したりしないでください。

左記の合計額を領収しました。

(第2片)

国税 収納金 資金		領 収 控	
納付コード	領収番号	納税者名	税務番号
区分	支払年月日	人	金額
雑給・給料等 (01)			
賞与 (役員賞与を除く) (02)			
日雇労働者の賃金 (03)			
退職手当等 (04)			
税理士等の報酬 (05)			
役員賞与 (06)			
同上の支払 確定年月日			

住所 (所在地)

氏名 (名称)

フリガナ

電話番号

〒

本 税

延 滞 税

証券受領

内
証券受領
証券番号
領出人

(領収年月日及び領収者名)

左記の合計額を領収しました。

(第3片)

国税 収納金 資金		領 収 証 書	
納付コード	領収番号	納税者名	税務番号
区分	支払年月日	人	金額
雑給・給料等 (01)			
賞与 (役員賞与を除く) (02)			
日雇労働者の賃金 (03)			
退職手当等 (04)			
税理士等の報酬 (05)			
役員賞与 (06)			
同上の支払 確定年月日			

住所 (所在地)

氏名 (名称)

フリガナ

電話番号

〒

年末調整による不足税額 (04)

年末調整による超過税額 (05)

本 税

延 滞 税

証券受領

内
証券受領
証券番号
領出人

(領収年月日及び領収者名)

○ 日本銀行(本店・支店・代理店・輸入代理店(郵便局を含む。))又は税務署の領収年月日及び領収者名が表示されているかお確かめください。

左記の合計額を領収しました。

備考

- 1 電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式（その1）備考1、2及び8は、この書式について準用する。
- 2 日本産業規格X0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、1において準用することとされた電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式（その1）備考1において準用することとされた国税通則法施行規則別紙第1号書式備考2及び3にかかわらず、連続して接続した各片に共通する事項を印字する方法によることができる。

書式第9号(7)の5 (電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収
関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式(その5))

(第1片)

国税収納資金 【納付書】

納税コード 収金番号

給与所得・退職所得等の所得税収納高計算書

領収済通知書

お支払いの金額

区分	令和元年												令和二年												令和三年											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
① 給与所得																																				
② 退職所得																																				
③ 雑所得																																				
④ 雑所得																																				
⑤ 雑所得																																				
⑥ 雑所得																																				
⑦ 雑所得																																				
⑧ 雑所得																																				
⑨ 雑所得																																				
⑩ 雑所得																																				
⑪ 雑所得																																				
⑫ 雑所得																																				
⑬ 雑所得																																				
⑭ 雑所得																																				
⑮ 雑所得																																				
⑯ 雑所得																																				
⑰ 雑所得																																				
⑱ 雑所得																																				
⑲ 雑所得																																				
⑳ 雑所得																																				
㉑ 雑所得																																				
㉒ 雑所得																																				
㉓ 雑所得																																				
㉔ 雑所得																																				
㉕ 雑所得																																				
㉖ 雑所得																																				
㉗ 雑所得																																				
㉘ 雑所得																																				
㉙ 雑所得																																				
㉚ 雑所得																																				
㉛ 雑所得																																				
㉜ 雑所得																																				
㉝ 雑所得																																				
㉞ 雑所得																																				
㉟ 雑所得																																				
㊱ 雑所得																																				
㊲ 雑所得																																				
㊳ 雑所得																																				
㊴ 雑所得																																				
㊵ 雑所得																																				
㊶ 雑所得																																				
㊷ 雑所得																																				
㊸ 雑所得																																				
㊹ 雑所得																																				
㊺ 雑所得																																				
㊻ 雑所得																																				
㊼ 雑所得																																				
㊽ 雑所得																																				
㊾ 雑所得																																				
㊿ 雑所得																																				

住所 電話番号

フリガナ

署名

年末調整による不足税額 (04)

年末調整による超過税額 (05)

本税

延滞税

合計額

○ 合計額の金額欄には必ず「円」字を付のちに記載してください。

あて先

○ この用紙は連番帳から発しますで残したり折り返したりしないでください。

納期等の区分

元月 年 月

支払分還納所得税及び雑所得特別所得税

納期特例分

証券受領

内 国庫金 地方債 地方債 地方債

(領収年月日及び領収者名)

(第2片)

[illegible]

(第3片)

国庫金 納税資金		給与所得・退職所得等の 所得税額収高計算書(支)		領収証書																			
納税コード		口座番号		記帳番号		納税額等																	
区分		年		月		日		人		名		支		額		支		額		支		額	
所得・納税等																							
支払(源泉徴収 を要く)																							
日雇労働者の 賃金																							
経手当等																							
労務士等の 報酬																							
役員費等																							
期末支払 額翌年月日																							
国庫金 〔納税者控〕		住所 (〒市町)		電話番号		—		—		年末調整による 不足税額													
		氏名 (姓・名)								年末調整による 超過税額		▲											
		フリガナ								本 税													
		捺 印								延 滞 税													

○ 日本銀行(本店・支店・代理店・輸入代理店(郵便局を含む。))又は税務署の領収年月日及び領収者名が表示されているか確かめください。

納期等の区分

平成 年 月 日

区 分

支払分源泉所得税
及び復興特別所得税

納期特例分

証券受領

角 分

(領収年月日及び領収者名)

左記の合計額を収税しました。

備考

- 1 電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式（その1）備考1、2及び8は、この書式について準用する。
- 2 日本産業規格X0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、1において準用することとされた電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式（その1）備考1において準用することとされた国税通則法施行規則別紙第1号書式備考2及び3にかかわらず、連続して接続した各片に共通する事項を印字する方法によることができる。

備考

- 1 電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式(その1)備考2及び8は、この書式について準用する。
- 2 用紙の大きさは、おおむね縦30センチメートル、横21センチメートルとする。

備考

- 1 電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式(その1)備考2及び8は、この書式について準用する。
- 2 用紙の大きさは、おおむね縦30センチメートル、横21センチメートルとする。

書式第9号(7)の8 (電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式(その8))

国税徴収金 領収控

納税者 住所 氏名 フリガナ

本税 延滞税

証券受領

納期等の区分

納税者 住所 氏名 フリガナ

本税 延滞税

証券受領

納期等の区分

納税者 住所 氏名 フリガナ

本税 延滞税

証券受領

納期等の区分

- 備考
- 電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式(その1)備考2及び8は、この書式について準用する。
 - 用紙の大きさは、おおむね縦30センチメートル、横21センチメートルとする。

書式第9号(7)の9 (電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式(その9))

国税徴収資金 領収控

納税コード 電話番号

証券受領

内証受領

証券番号

領収者名

(領収年月日及び領収者名)

国庫金(納税者控)

所在地

名称

フリガナ

本税

延滞税

合計

証券受領

内証受領

証券番号

領収者名

(領収年月日及び領収者名)

国庫金(納税者控)

所在地

名称

フリガナ

本税

延滞税

合計

証券受領

内証受領

証券番号

領収者名

(領収年月日及び領収者名)

国庫金(納税者控)

所在地

名称

フリガナ

本税

延滞税

合計

証券受領

内証受領

証券番号

領収者名

(領収年月日及び領収者名)

- 備考
- 電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式(その1)備考2及び8は、この書式について準用する。
 - 用紙の大きさは、おおむね縦30センチメートル、横21センチメートルとする。

備考

- 1 電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式(その1)備考2及び8は、この書式について準用する。
- 2 用紙の大きさは、おおむね縦30センチメートル、横21センチメートルとする。

備考

国税通則法施行規則別紙第 1 号の 2 書式備考 1 から 3 までは、この書式について準用する。

備考

- 1 電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式(その1)備考2及び8は、この書式について準用する。
- 2 用紙の大きさは、おおむね縦30センチメートル、横21センチメートルとする。

- 参考書式第 9 号（8）を次のとおり改める（全面改正）。

書式第 9 号（8） 削除

- 参考書式第 1 0 1 号の 2 備考 7 の次に次の備考 8 を加える。

8 国税収納金整理資金事務取扱規則第 22 号書式備考 10 は、この様式について準用する。

- 参考書式第 1 0 2 号の 3 備考 6. の次に次の備考 7. を加える。

7. 日本産業規格 X0012(情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、3 及び 4 にかかわらず、連続して接続した各片に共通する事項を印字する方法によることができる。

2026年9月16日付業庫第49号による改正前の国税にかかる納付書（日銀OCR分）^{（注）}の書式一覧

根拠法令	主要な用途	「日本銀行代理店国庫金事務取扱 手続」の参考書式上の書式番号
電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式（その1）	申告税 （一般用）	書式第9号（7）
電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式（その2）	源泉所得税 （利子等）	書式第9号（7）の2
電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式（その3）	源泉所得税 （配当等）	書式第9号（7）の3
電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式（その4）	源泉所得税 （給与・一般）	書式第9号（7）の4
電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式（その5）	源泉所得税 （給与・納期特例分）	書式第9号（7）の5
電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式（その6）	源泉所得税 （非居住者）	書式第9号（7）の6
電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式（その7）	源泉所得税 （報酬・料金）	書式第9号（7）の7
電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式（その8）	源泉所得税 （定期積金）	書式第9号（7）の8
電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式（その9）	源泉所得税 （上場株式）	書式第9号（7）の9
電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式（その10）	源泉所得税 （償還差益）	書式第9号（7）の10
電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式（その11）	申告税 （コンビニ兼用）	書式第9号（7）の11
電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式（その12）	源泉所得税 （割引債）	書式第9号（7）の12

（注）税関の国税収納命令官等にかかるものを除く。

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式（その1）

（第1片）

国税 収納金 資金 (納付書)		領 収 済 通 知 書		(記入例) ¥1234567890	
年度	税目番号	税務署名	税務署番号	整理番号	
(郵便コード)		税務署			
住所(所在地)	(電話番号 - -)	本 税	千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	(自) 年 月 日	
氏名(法人名)	様(御中)	重加算税		(至) 年 月 日	
		該当項目に○印		①該当項目に○印を付してください。	
		加算税		1期 2期 3期 4期 5期 6期 7期 8期 9期 10期	
		利子税		証券受領	
		延滞税		全額 一部	
		合計額		左記の合計額を徴収しました。	
		あて先		(領収日付等)	

◎この用紙は直接機械で処理しますので汚したり折り曲げたりしないでください。

数字は記入例を見て黒のボールペンで力を入れて押からず、はみさないように記載してください。

（第2片）

国税 収納金 資金		領 収 控			
年度	税目番号	税務署名	税務署番号	整理番号	
		税務署			
住所(所在地)	(電話番号 - -)	本 税	千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	(自) 年 月 日	
氏名(法人名)	様(御中)	重加算税		(至) 年 月 日	
		加算税		1期 2期 3期 4期 5期 6期 7期 8期 9期 10期	
		利子税		証券受領	
		延滞税		全額 一部	
		合計額		左記の合計額を徴収しました。	
				(領収日付等)	

(第3片)

国税 収納金 資金		領 収 証 書											
国庫金	年 度	税 目 番 号	税 務 署 名	税 務 署 番 号	整 理 番 号								
			税務署										
住所 (所在地)	(電話番号 - -)	本 税	千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円										
		重加算税											
		加算税											
		納期等の区分	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日										
		納期等の区分	上納 上納 上納 上納 上納 上納 上納 上納 上納 上納										
氏名 (法人名)	標(御中)	利子税											
		延滞税											
		合計額											
		証券受領	証券 金額 一割										
		左記の合計額を徴収しました。 (領収日付等)											
		内 証 券 円											

備考

- 1 国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙第 1 号書式備考 1 から 3 までは、この書式について準用する。
- 2 納税者の住所（所在地）及び氏名（法人名）、年度、税目番号、税務署名、納期等の区分並びに金額は、法令に別段の定めがある場合を除き、納税者が記載するものとする。
- 3 窓付き封筒を用いる場合には、納税者の住所（所在地）及び氏名（法人名）欄は、日本産業規格に適合するよう位置及び大きさを定めるものとする。
- 4 国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 41 条第 1 項の規定により第三者が納付する場合又は国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）に規定する第二次納税義務者若しくは国税の保証人が納付する場合においては、納税者の住所（所在地）及び氏名（法人名）欄に当該第三者、第二次納税義務者又は保証人の住所（所在地）及び氏名（法人名）を記載し、納期等の区分欄又は余白に納税者の住所（所在地）及び氏名（法人名）を付記するものとする。
- 5 自動車重量税に係る納付書にあっては、各片中「住所（所在地）」とあるのは、「納税者が自動車重量税法（昭和 46 年法律第 89 号）第 6 条第 2 項各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる住所等」とする。
- 6 登録免許税に係る納付書にあっては、各片中「住所（所在地）」とあるのは、「納税者が登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）第 8 条第 2 項各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる住所等」とするほか、当該登録免許税が登記所の取り扱う登記に係るものである場合には、第 3 片中「領収証書」とあるのを「領収証書（照合用）」とするほかはこれと同一の書面を作成し、同片に接続させるものとする。
- 7 国税通則法第 34 条の 5 第 1 項の規定により納付受託者が納付する場合の納付書については、税目番号の記載を省略することができる。
- 8 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく、所要の調整を加えることができる。

(第1片)

(第2片)

(第3片)

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式(その1)備考1、2及び8は、この書式について準用する。

(第1片)

(第2片)

(第3片)

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式(その1)備考1、2及び8は、この書式について準用する。

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式（その4）

（第1片）

国税 徴収資金 (納付書)		給与所得・退職所得等の所得税等徴収計算書 (領収済通知書)		(記入例) ¥1234567890	
区 分	支 払 年 月 日	人 員	税 額	支 払 額	納 入 額
俸給・給料等 (01)					
賞与 (役員賞与を除く。) (02)					
日雇労働者の賃金 (03)					
退職手当等 (04)					
税理士等の報酬 (05)					
役員賞与 (06)					
以上の支払確定年月日					
国庫金 徴収義務者 氏名 住所 電話番号		年次調整による不足税額 (07) 年次調整による超過税額 (08) 本 税 延 滞 税 合計額		納税等の区分 支払分 支払分 支払分 支払分	

（第2片）

国税 徴収資金		領 収 控			
区 分	支 払 年 月 日	人 員	税 額	支 払 額	納 入 額
俸給・給料等					
賞与 (役員賞与を除く。)					
日雇労働者の賃金					
退職手当等					
税理士等の報酬					
役員賞与					
以上の支払確定年月日					
国庫金 徴収義務者 氏名 住所 電話番号		本 税 延 滞 税 合計額		納税等の区分 支払分 支払分 支払分 支払分	

（第3片）

国税 徴収資金		給与所得・退職所得等の所得税等徴収計算書 (領収証書)			
区 分	支 払 年 月 日	人 員	税 額	支 払 額	納 入 額
俸給・給料等					
賞与 (役員賞与を除く。)					
日雇労働者の賃金					
退職手当等					
税理士等の報酬					
役員賞与					
以上の支払確定年月日					
国庫金 徴収義務者 氏名 住所 電話番号		年次調整による不足税額 年次調整による超過税額 本 税 延 滞 税 合計額		納税等の区分 支払分 支払分 支払分 支払分	

備考

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式（その1）備考1、2及び8は、この書式について準用する。

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式（その5）

（第1片）

国税 徴収資金 (納付書)		給与所得・退職所得等の 所得税等徴収資金		⑤ 領収済通知書		(記入例) ¥1234567890	
[納付コード]		税 務 署 名		税 務 署 番 号		支 払 金 額	
区分	年 月 日	年 月 日	人 員	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額
俸給・給料等 (01)	年 月 日	年 月 日	人 員	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額
賞与 (税務署を 除く。) (02)	年 月 日	年 月 日	人 員	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額
日雇労働者の 賃金 (06)	年 月 日	年 月 日	人 員	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額
退職手当等 (07)	年 月 日	年 月 日	人 員	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額
税理士等の 報酬 (08)	年 月 日	年 月 日	人 員	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額
役員賞与 (09)	年 月 日	年 月 日	人 員	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額
同上の支払 確定年月日	年 月 日	年 月 日	人 員	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額
住所 (所在地)	(電話番号)			年末調整による 不足税額 (04)	年末調整による 超過税額 (05)	本 税	延 滞 税
徴収義務者 (氏名)	様 (御中)			合 計 額	合 計 額		
国庫金 納期特例分	国庫金 納期特例分			合 計 額			

⑤ 合計額の金額欄には必ず「円」字を併記してください。
⑥ この用紙は複数枚で処理しますので併記した方を優先して入力してください。

納期等の区分
日 月 年
月 日 年
支払分限額が
支払分限額が

証券受領
全 部
部 分

(領 収 日 付 等)

左記の合計額を徴収しました。

（第2片）

国税 徴収資金		⑤ 領 収 控		支 払 金 額	
[納付コード]		税 務 署 名		税 務 署 番 号	
区分	年 月 日	年 月 日	人 員	支 払 金 額	支 払 金 額
俸給・給料等 (01)	年 月 日	年 月 日	人 員	支 払 金 額	支 払 金 額
賞与 (税務署を 除く。) (02)	年 月 日	年 月 日	人 員	支 払 金 額	支 払 金 額
日雇労働者の 賃金 (06)	年 月 日	年 月 日	人 員	支 払 金 額	支 払 金 額
退職手当等 (07)	年 月 日	年 月 日	人 員	支 払 金 額	支 払 金 額
税理士等の 報酬 (08)	年 月 日	年 月 日	人 員	支 払 金 額	支 払 金 額
役員賞与 (09)	年 月 日	年 月 日	人 員	支 払 金 額	支 払 金 額
同上の支払 確定年月日	年 月 日	年 月 日	人 員	支 払 金 額	支 払 金 額
住所 (所在地)	(電話番号)			本 税	延 滞 税
徴収義務者 (氏名)	様 (御中)			合 計 額	合 計 額
国庫金 納期特例分	国庫金 納期特例分			合 計 額	

納期等の区分
日 月 年
月 日 年
支払分限額が
支払分限額が

証券受領
全 部
部 分

(領 収 日 付 等)

左記の合計額を徴収しました。

（第3片）

国税 徴収資金		給与所得・退職所得等の 所得税等徴収資金		⑤ 領 収 証 書		支 払 金 額	
[納付コード]		税 務 署 名		税 務 署 番 号		支 払 金 額	
区分	年 月 日	年 月 日	人 員	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額
俸給・給料等 (01)	年 月 日	年 月 日	人 員	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額
賞与 (税務署を 除く。) (02)	年 月 日	年 月 日	人 員	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額
日雇労働者の 賃金 (06)	年 月 日	年 月 日	人 員	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額
退職手当等 (07)	年 月 日	年 月 日	人 員	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額
税理士等の 報酬 (08)	年 月 日	年 月 日	人 員	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額
役員賞与 (09)	年 月 日	年 月 日	人 員	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額
同上の支払 確定年月日	年 月 日	年 月 日	人 員	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額	支 払 金 額
住所 (所在地)	(電話番号)			年末調整による 不足税額 (04)	年末調整による 超過税額 (05)	本 税	延 滞 税
徴収義務者 (氏名)	様 (御中)			合 計 額	合 計 額		
国庫金 納期特例分	国庫金 納期特例分			合 計 額			

納期等の区分
日 月 年
月 日 年
支払分限額が
支払分限額が

証券受領
全 部
部 分

(領 収 日 付 等)

左記の合計額を徴収しました。

備考

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式（その1）備考1、2及び8は、この書式について準用する。

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式(その1)備考1、2及び8は、この書式について準用する。

(第1片)

国税 国税庁 資金 (納付書) 推薦・料金等の所得控除計算書 領収済通知書 (記入例) ¥1234567890

区 分 大 人 員 天 弘 額 税 額

「区分」欄の各欄には、該当するコードをそれぞれ記載してください。

国庫金 徴収員番号 氏名 (姓 名 利) 住所 (所在地) (電話番号) 本 税 延 滞 税 合計額

① 合計額の金額欄には必ず「¥」字を枠の中に記載してください。

あて先

② この花紙は直送機械で処理しますので汚したり書き過ぎたりしないでください。

[illegible]

国税 収納金 領収証 資金

納税・貯金等の
 所得税控除用計算書(写)

領収証書

納税

納税者 氏名
 役職名

金額

区分	人				員				支				出				額				額			
	百	十	千	百	十	千	百	十	百	十	千	百	十	千	百	十	百	十	千	百	十	千	百	
①区分・欄の 各欄には、 該当するコ ードをそれ ぞれ記載し てください。																								

住所
(所在地)

(電話番号 - -)

本 店

延 滞 料

納税者
氏名
(名称)

様 (御中)

合計額

納期等の区分
 年 月

支払分額算出母税
金(消費税等の付税)

証券受領

内 税 円

(領 収 日 付)

国庫金

収
入
金
額
 氏
名
(名
称)
 備
考

収入の合計額を記入しました。

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式(その1)備考1、2及び8は、この書式について準用する。

(第1片)

(第2片)

(第3片)

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式(その1)備考1、2及び8は、この書式について準用する。

(第1片)

(第2片)

(第3片)

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式(その1)備考1、2及び8は、この書式について準用する。

(第1片)

(第2片)

(第3片)

[illegible]

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式(その1)備考1、2及び8は、この書式について準用する。

(第1片)

(第2片)

(第3片)

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令別紙第1号書式(その1)備考1、2及び8は、この書式について準用する。